

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、電波法に規定する定義を掲げたものである。□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「電波」とは、□□□□ A □□□□ 以下の周波数の電磁波をいう。
 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための □□□□ B □□□□ をいう。
 「無線局」とは、無線設備及び □□□□ C □□□□ の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A	B	C
1 300万ギガヘルツ	通信設備	無線設備の操作の監督を行う者
2 300万ギガヘルツ	電氣的設備	無線設備の操作を行う者
3 300万メガヘルツ	電氣的設備	無線設備の操作の監督を行う者
4 300万メガヘルツ	通信設備	無線設備の操作を行う者

[2] 次の記述は、無線局の落成後の検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格(主任無線従事者の要件等に係るものを含む。)及び □□□□ A □□□□ 並びに時計及び書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。

の検査は、□□□□ の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者(「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。)が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る □□□□ B □□□□ を記載した書類を添えて □□□□ の届出をした場合においては、その □□□□ C □□□□ を省略することができる。

A	B	C
1 員数	点検の結果	一部
2 員数	検査の結果	全部
3 技能	点検の結果	全部
4 技能	検査の結果	一部

[3] 次の記述は、電波の質に関する電波法の規定について述べたものである。□□□□ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の □□□□ 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差
- 2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度
- 3 周波数の偏差、空中線電力の偏差
- 4 高調波の強度、空中線電力の偏差

[4] 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波の主搬送波の変調の型式が周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)のものはどれか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 F 7 C 2 F 3 E 3 F 8 E 4 A 3 E

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

高圧電気（高周波若しくは□Aの電圧300ボルト又は□Bの電圧750ボルトを超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は□Cの内に収容しなければならない。ただし、□Dのほか出入りできないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C	D
1	交流	直流	金属遮へい体	無線従事者
2	交流	直流	接地された金属遮へい体	取扱者
3	直流	交流	金属遮へい体	取扱者
4	直流	交流	接地された金属遮へい体	無線従事者

[6] 次に掲げるもののうち、主任無線従事者の職務に該当しない事項を、電波法施行規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線従事者を選任し、又は解任すること及びその旨を総務大臣に届け出ること。
- 2 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人又は登録人に対して意見を述べること。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）

[7] 次の記述は、無線局の運用について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、□Aは、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 免許状又は登録状に□Bであること。
- (2) 通信を行うために□Cであること。

	A	B	C
1	電波の型式及び周波数	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
2	電波の型式及び周波数	記載されたもの	十分なもの
3	通信方式及び周波数	記載されたものの範囲内	十分なもの
4	通信方式及び周波数	記載されたもの	必要最小のもの

[8] 一般通信方法における無線通信の原則について、無線局運用規則の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報終了後一括して訂正しなければならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

[9] 次の記述は、無線局の免許の取消しについて、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き□A以上休止したとき。

不正な手段により無線局の免許を受けたとき。

不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。

不正な手段により識別信号、□B、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。

□Cの停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。

免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6箇月	電波の型式、周波数	無線局の運用
2	6箇月	周波数	電波の発射
3	3箇月	電波の型式、周波数	電波の発射
4	3箇月	周波数	無線局の運用

[10] 次の記述のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当しないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 3 不正な手段により免許を受けたとき。
- 4 日本の国籍を失ったとき。

[11] 次の記述は、電波法に規定する罰則について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第4条（無線局の開設）の規定による免許がないのに、□A□し、又は運用した者
遭難通信を行う場合を除き、免許状又は登録状に記載された□B□、識別信号、電波の型式又は周波数によらないで無線局を運用した者

- | A | B |
|----------------|-----------|
| 1 無線局に無線従事者を配置 | 無線設備の設置場所 |
| 2 無線局に無線従事者を配置 | 無線設備 |
| 3 無線局を開設 | 無線設備の設置場所 |
| 4 無線局を開設 | 無線設備 |

[12] 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどうしなければならないか、電波法施行規則の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 紛失しないように通信室内に保管しておかなければならない。
- 2 携帯していなければならない。
- 3 免許人に預けておかなければならない。
- 4 通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならない。